

新市になると（その3）

今号では、3町にお住まいの方が、市となることで、新たに利用できる機関や窓口業務を中心にお知らせします。

❖ 消費生活センターをご利用ください

消費生活センターでは、住民の皆さまからの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんを行っています。これまで、3町の方は栃木県の消費生活センターをご利用いただきましたが、新市発足後は、新市が設置する消費生活センターをご利用ください。来所や電話による相談に専門の相談員が対応します。

消費生活センターはどんなところ？

《業務の概要》

●自主交渉の助言

「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」

期間内であればクーリングオフの方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。

●あっせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」

クーリングオフ期間が過ぎてもあきらめないでください。契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどを行うこともあります。適切な解決法を探して、相談員は努力をいたします。

●情報提供

消費者からの問合せに対し情報提供を行います。また、あっせんが不調に終わった場合は、法律相談や調停などの他の解決手段について情報を提供します。

※クーリングオフとは、訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる制度です。

《相談するときは…》

次の項目について、事前にメモしておくとう便利です。

- ・ 契約したのはいつですか？
- ・ 何を契約しましたか？
- ・ いくらですか？
- ・ どこから買いましたか？
- ・ どんなふうにお勧めされましたか？

《問合せ・所在地》

開設時間 月～金曜日 9時～16時

問合せ 栃木市消費生活センター
 栃木市日ノ出町14-36 市民会館 3階
 TEL23-8899



❖ 無料法律相談をご利用ください

新市では、本庁舎や総合支所を会場に弁護士による無料法律相談を実施します。

なお、お住まいの地域に関わらず、いずれの会場でも相談いただくことができます。実施日別にお知らせいたしますので、事前にご予約の上、ご利用ください。

毎月の第2・第4金曜日

会場 栃木市役所本庁舎
 時間 10時～12時
 申込 本庁市民生活課 TEL21-2144

偶数月の第3火曜日

会場 藤岡公民館（現・藤岡中央公民館）
 時間 10時～12時
 申込 藤岡総合支所市民生活課 TEL62-0903

奇数月の第3木曜日

会場 大平隣保館
 時間 10時～12時
 申込 大平隣保館 TEL43-6611

このほか、市役所本庁舎1階に専門の相談員が困りごとの相談を電話、面談にて受け付けている「市民相談室」があります。
 （受付 8時30分～17時15分 土日・祝日除く）